**和歌山暮らしの情報アンテナ 第43号****「通販トラブル110番」を開催しました**

発行元：NPO法人 消費者サポートネット和歌山

毎年恒例となりましたNPO法人消費者サポートネット和歌山主催の「消費者トラブル110番」、今年は「通販トラブル110番」と題し、11月23日（祝）に開催いたしました。コロナ禍の昨今、通信販売の利用が増加しています。なかでもインターネット通販に関するご相談は、令和4年版消費者白書によりますと、販売形態全体に占める割合が37.8パーセントという高い数字になっています。和歌山県消費生活センターでも「定期購入のトラブル」をはじめ、数多くのご相談を受けています。今回の「通販トラブル110番」は以下の通りで、5件の相談があり、そのうちインターネット通販のご相談が3件となりました。

実施日時 令和4年11月23日 午前10時～午後4時  
 電話 073-424-3467  
 相談方法 電話  
 相談対応者 当法人会員（弁護士1名 相談員2名）

**相談概要**

- ☆ 新車購入時に購入条件として契約させられたメンテナンスパックを中途解約したい。
- ☆ 覚えのない業者から振込用紙が届いた。
- ☆ インターネットで電気の契約をしたが、プランを間違えて選択したため、払いすぎていることに気づいた。返金してほしい。
- ☆ SNSの広告で有名デパートの在庫処分とあり、ブランドバッグを注文したが、詐欺サイトとの書き込みがあった。代引きで届くが受け取りたくない。
- ☆ 18歳の息子がインターネットでサッカー留学の契約をした。解約したい。

インターネット通販では、最終確認画面で契約の条件をしっかりと確認することが何より重要です。消費生活センターには、いぜんとして定期購入のトラブルのご相談が後を絶たず、最近ではサブスクリプションのご相談も増えてきました。このようなインターネット通販トラブルに限らず、様々な消費者相談を受け、当法人はトラブルの未然防止、早期解決にむけてこれからも頑張っていきたいと考えております。

**NPO法人 消費者サポートネット和歌山 主催****令和4年度消費者セミナー****テーマ：「デジタル遺品の探し方、しまい方、残し方」**

**日時**：令和5年1月29日（日）13：30～15：00  
**場所**：和歌山労働福祉会館フラザホール2階 多目的室  
**講師**：日本デジタル終活協会（JDEAI）代表理事 弁護士・公認会計士 伊勢田篤史氏



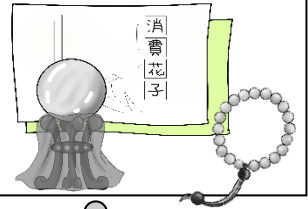
## 開運商法・靈感商法にご注意ください！

### <事例>

雑誌の広告で見た「悪運を祓い幸運を招く念珠」を購入した。その際、無料の運命鑑定をしてくれると記載されていたので、氏名や住所・生年月日等を記入して申し込んだ。後日、鑑定士から「先祖に、供養されていない人がいる。このままでは家族が不幸に見舞われる。」と言われ、不安になり高額な祈とう料を支払った。その後も家の浄化をする必要があると、さらに高額な料金を請求されている。また、「人に話すと邪気が入り込み、状況が悪くなる。」などと口止めされ、不審に思えてきた

### <アドバイス>

- 最初は無料で鑑定や悩み相談などを行いますが、その過程であなたの状況を巧みに聴きだし、弱みを握ることで不安をあおり、高額な商品売りつけたり、祈とう料やお祓いなどの名目で大金を請求するケースもあります。個人情報ほうかつに他者に渡さない事が重要です。
- 多額のお金を払ったからといって、運が開けたり幸せになれるわけではないことを理解し、キッパリと断りましょう。
- 訪問販売や電話勧誘で契約した商品やサービスはクーリング・オフ等ができる場合があります。
- 困ったときは、すぐにお近くの消費生活センターや相談窓口にご相談ください。



## サポートネットのトピックス

### 「見守り」のポイント 高齢者の被害を防ぐために

### <事例>

父の通帳を確認したら、毎月、6千円ほどの料金が引き落とされていることに気づいた。父は何の料金かわからないという。調べてみると、インターネットも使っていないのに、ひかり回線契約の料金だった。父に聞くと少し前「電話料金が安くなる」と電話がかかってきたので契約したという。

### <アドバイス>

とりわけ認知症等の判断能力が不十分な高齢者は、一般の高齢者よりも被害にあっているという認識が低いため、トラブルが発覚しにくい傾向にあります。周りの人の気づきが遅れるとそれだけ被害も大きくなります。

下記の【見守りのチェックポイント】に当てはまることはありませんか。

消費生活センターでは高齢者本人からだけでなく、家族やホームヘルパーなど周囲の方からのご相談もお聞きます。トラブルにあっていると分かったら、契約書や請求書などをできるだけ揃え、早急にご相談下さい。

#### 【見守りのチェックポイント】

- 不審な契約書、請求書などの書面がないか
- 通帳やクレジットカードの明細にも覚えのない出金の記載はないか
- 覚えのない健康食品などがいないか。または宅配業者の不在通知がないか
- 屋根や外壁、太陽光などの工事の形跡がないか
- 通信販売のカタログやDMが大量にないか
- 覚えのない人が家に入出入りしている様子はないか。不審な車が停まっているか
- 高齢者本人が不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子はないか
- 高齢者本人がお金に困っているような様子はないか

